

持分会社の組織変更の登記申請書

(例示した各申請書例においては、合名会社の例によって説明していますが、合資会社及び合同会社についても、この例とおおむね同様です。)

受付番号票貼付欄

合名会社の組織変更による株式会社の設立登記申請書

分かる場合に記載してください。

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

1. 商号 ○○株式会社

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

(1.支店 ○県○市○町○丁目○番○号 (※))

※ 支店の所在地で申請する場合には、当該登記所の管轄区域外にある支店（支店が数個あるときは、そのうちの1支店）をも記載します。

1. 登記の事由 組織変更による設立

1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり

登記すべき事項を記録したCD-Rを申請書と共に提出してください。

なお、CD-Rに代えて、オンラインによりあらかじめ、登記すべき事項を提出することもできます。この方法によった場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して申請書を簡単に作成することもできますし、手続の処理状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

1. 課税標準金額 金○円 (※)

※ 資本金の額を記載します。ただし、上記の額が組織変更をする会社の当該組織変更直前の資本金の額として登録免許税施行規則に規定する額を超過する場合には、「ただし、内金○円は登録免許税法施行規則に規定する額を超過する部分である。」と追記します。

1. 登録免許税 金〇円 (※)

※1 課税標準金額の1,000分の1.5。ただし、登録免許税法施行規則に規定する額を超過する部分については1,000分の7です。

2 税額が30,000円未満のときは30,000円です。

1. 添付書類

定款 (※)

1通

※ 組織変更後の株式会社の定款は、総社員の同意を得た組織変更計画で定められた内容で組織変更の効力発生日に持分会社の定款が変更されたものとみなされることから、このような場合には「定款は総社員の同意書（組織変更計画書）の記載を援用する」と付記します。なお、この定款については公証人の認証を得ることは不要です。

組織変更計画書

1通

組織変更計画に関する総社員の同意書

1通

代表取締役の選定に関する書面 (※)

1通

※ 具体的な書面については、以下のものが該当します。

① 定款（組織変更計画書において、定款に定める事項として代表取締役の氏名が記載しており、当該組織変更計画書を総社員の同意を得た場合。組織変更後の株式会社の代表取締役の定め方が別に設けられている場合には、組織変更後最初の代表取締役に限る旨を明示しておく必要があります。）

② 取締役会（組織変更の効力発生日後に開催することが必要です。）の議事録（組織変更後の株式会社が取締役会設置会社である場合）

③ 定款の定めに基づく取締役による互選（組織変更の効力発生日以降にする必要があります。）を証する書面

④ 定款の定めに基づく株主総会（組織変更の効力発生日以降に開催される必要があります。）の議事録

②から④について、記名押印した取締役等の印鑑は特段個人の実印であることは必要ありません（商業登記規則第61条第4項の適用外）。

取締役、代表取締役及び監査役の就任承諾書 (※)

〇通

※ 取締役会等で代表取締役を選任した場合において、被選任者が就任を承諾したときは、「就任承諾書は、代表取締役を選定したことを証する書面の記載を援用する」と付記します。

本人確認証明書 (※)

〇通

※ 取締役（代表取締役である取締役を含む。）及び監査役について、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、署名又は記名押印したもの。2枚以上となる場合には、合わせてとじて当該書面に押印した印鑑で契印します。）等の本人確認証明書を添付します。（本人確認証明書の添付について、http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00085.htmlを参照してください。）

会計参与又は会計監査人の就任を承諾したことを証する書面 〇通

会計参与又は会計監査人の資格を証する書面

〇通

公告及び催告をしたことを証する書面 (※) ○通

※ 官報及び知れている債権者に対する催告書の控え等が該当します。合同会社にあつては、官報の他に定款の定めに従い、日刊新聞紙又は電子公告で公告をした場合には催告を省略することができます（会社法第779条第3項）。なお、合名会社及び合資会社は各別の催告を省略することはできません。

異議を述べた債権者があるときは、異議を述べた債権者に対し弁済若しくは担保を供し若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれのないことを証する書面 (※) ○通

※ 組織変更に対して異議を述べた債権者がいるときに限り添付します。具体的には債権者の異議申立書及び弁済金受領証書、担保提供書又は信託証書が該当します。組織変更をしてもその者を害するおそれがないときは、これを証する書面を添付します。なお、異議を述べた債権者がいないときは、異議を述べた債権者はいない旨の上申書を添付します。

株主名簿管理人との契約書 (※) 1通

※ 組織変更による設立の際に株主名簿管理人を置いた場合に添付します。

株主名簿管理人の設置に関する取締役会議事録（又は取締役の一致を証する書面） (※) 1通

※1 株主名簿管理人を置いた場合で、定款に株主名簿管理人を具体的に定めないと添付します。

2 出席監査役は取締役会議事録に署名することを要します。

資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面 (※) 1通

※ 合名会社及び合資会社を組織変更する場合に添付します。なお、合同会社にあつては、組織変更直前の資本金の額は、登記事項であり、登記官に判明することから、この書面を添付する必要はありません。

登録免許税法施行規則第12条第4項の規定に関する証明書 1通
委任状 (※) 1通

※ 委任状は、代理人によって申請する場合にのみ必要です。

契
印

上記のとおり，登記の申請をします。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号※1

申請人 ○○株式会社※2

※1～※4にはそれぞれ、
※1→本店、※2→商号、
※3→代表取締役の住所
※4→代理人の住所、
を記載します。

○県○市○町○丁目○番○号※³
代表取締役 ○○○○ ㊟

登記所に提出した印鑑を
押します。

○県○市○町○丁目○番○号※⁴
上記代理人 ○○○○ ㊟

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、代表取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号

○○法務局 ○○支局 御中
出張所

- (注) 1 組織変更による持分会社の解散登記の申請と同時に提出してください。
2 支店所在地で申請するときは、本店の所在地において登記したことを証する書面（登記事項証明書）を添付することを要し、他の書面の添付を要しません（商登法第48条第1項）。

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ（この申請と同時に構いません。）登記所に印鑑を提出することとされていますので、会社を代表すべき者の印鑑について、「印鑑届書」を提出する必要があります。

また、この届書に押した印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付する必要があります。（商業登記規則第9条第5項）。

なお、印鑑届書の用紙はお近くの法務局でお渡ししています（無料）。また、法務省ホームページにも掲載していますので、御利用ください。

【記載例】

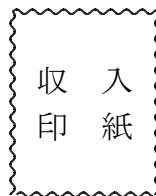
・ 8-1 印鑑届書（株式会社・記載例）PDF (<http://www.moj.go.jp/content/000076218.pdf>)

【様式】

・ 8-17 印鑑（改印）届書（PDF） (<http://www.moj.go.jp/content/000011576.pdf>)

・ 8-17 印鑑（改印）届書（Excel） (<http://www.moj.go.jp/content/000011577.xls>)

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表社員が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例

「商号」〇〇商事株式会社

「本店」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「公告をする方法」官報に掲載してする。

「会社成立の年月日」平成〇年〇月〇日

「目的」

- 1 〇〇の製造販売
- 2 〇〇の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

「発行可能株式総数」800株

「発行済株式の総数」200株

「資本金の額」金1000万円

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務太郎

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務一郎

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務次郎

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」法務太郎

「役員に関する事項」

「資格」監査役

「氏名」法務花子

「取締役会設置会社に関する事項」

取締役会設置会社

「監査役設置会社に関する事項」

監査役設置会社

「登記記録に関する事項」

平成〇年〇月〇日〇〇合名会社を組織変更し設立

(注) 1 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合は、記録した内容を別途印刷して添付する必要はありません。その場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形

式で記録し、ファイル名は「(任意の名称) .txt)」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体の提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

- 2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

組織変更に関する総社員の同意書（会社法第781条，第746条，第747条，商業登記法第93条）の例

同意書

1. 株式会社へ組織変更するに際して，会社法第746条の規定に基づいて作成した別紙組織変更計画書について

上記に同意する。

平成〇年〇月〇日 (注)

〇〇合名会社

社員 ○○○○ 印

同 ○○○○ 印

同 ○○○○ 印

(注) 総社員の同意は，組織変更計画で定められた効力発生日の前日までに得る必要があります。

組織変更計画書（会社法第746条）

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

組織変更計画書

1. 目的 ○○の販売
○○の製造
上記各号に附帯する一切の事業

1. 商号 ○○株式会社

1. 本店 ○県○市

1. 発行可能株式総数 ○○株

1. 上記の事項以外に定款で定める事項
別紙定款案のとおり。

1. 取締役の氏名 ○○○○
○○○○
○○○○

（1. 会計参与の氏名 ○○○○）

（1. 監査役の氏名 ○○○○）

（1. 会計監査人の氏名 ○○○○）

※ 取締役以外に会計参与等を置くこととした場合は、それらの者の氏名の記載も必要です。

1. 組織変更をする持分会社の社員が組織変更の際して取得する組織変更後の株式の数又はその数の算定方法

○○株

1. 組織変更をする持分会社の社員に対する割当てに関する事項

以下のとおり割り当てることとする。

社員○○○○について○○株

社員○○○○について○○株

社員○○○○について○○株

（1. 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする持分会社の社員に対して交付すべき金銭，その算定方法等）

（1. 上記金銭等の割当てに関する事項）

1. 効力発生日 平成○年○月○日

定款の記載例

(会社によっては、不要な事項がありますので、会社の実情に合わせて作成してください。)

〇〇株式会社定款

第1章 総 則
(商 号)

第1条 本会社は、〇〇株式会社と称する。

(注) 以下、通常の株式会社の設立の場合の定款と同様の例に従って記載して下さい。

附則

上記定款は、〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇合名会社の組織を変更して株式会社とするにつき作成したものであって、組織変更が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

(注) この定款案を総社員の同意書（組織変更計画書）に合綴し、記名押印した社員の印で契印しておくことをもって設立の登記申請書に添付する定款とすることができます。

(組織変更後の株式会社が取締役会設置会社となる場合)

※ 代表取締役選定に関するもの。会社法第362条, 第369条

取締役会議事録

平成○年○月○日 (注1) 組織変更計画書に関する総社員の同意により選任された取締役は、取締役会を開き、全会一致をもって、下記のとおり代表取締役を選定した。

代表取締役 ○○○○

上記決議を証するため、出席取締役の全員において下記に記名押印する。

平成○年○月○日

○○株式会社取締役会において

取締役 ○○○○ (印)

同 ○○○○ (印)

同 ○○○○ (印)

(注2)

- (注) 1 組織変更計画書に定めた効力発生日以降に取締役会が開催される必要があります。
2 監査役が出席した場合は監査役についても記名押印をする必要があります (会社法第369条第3項)。

(組織変更後の株式会社が取締役会を設置しない会社であり、定款に代表取締役を互選により定めるとの規定を置いた場合)

互選書

平成○年○月○日午前○時○分 (注) 当社の本店において、取締役全員の一致もって、次の事項につき可決確定した。

1 代表取締役選定の件

代表取締役 ○○○○

なお、被選定者は、その就任を承諾した。

上記の決議を明確にするため、この互選書をつくり、出席取締役の全員がこれに記名押印する。

平成○年○月○日

○○株式会社

取締役 ○○○○ 印

同 ○○○○ 印

同 ○○○○ 印

(注) 組織変更計画に定められた効力発生日以降に互選が行われる必要があります。

(組織変更後の株式会社が取締役会を設置しない会社であり、定款に代表取締役を株主総会により定めるとの規定を置いた場合)

臨時株主総会議事録

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分(注)から、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

(注) 組織変更計画で定められた効力発生日以降に臨時株主総会が開催される必要があります。

株主の総数 〇〇名

発行済株式の総数 〇〇〇〇株

(自己株式の数 〇〇〇〇株)

(注) 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使することができる株主の数 〇〇名

議決権を行使することができる株主の議決権の数 〇〇〇〇個

出席株主数(委任状による者を含む) 〇〇名

出席株主の議決権の数 〇〇〇〇個

出席取締役 〇〇〇〇(議長兼議事録作成者)

〇〇〇〇

〇〇〇〇

出席監査役 〇〇〇〇

以上のおり株主の出席があったので、取締役〇〇〇〇は議長席につき、本臨時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 代表取締役選定に関する件

議長は、代表取締役を選定する必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、議長は下記の者を指名し、この者につきその可否を諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のおり就任することに可決確定した。

代表取締役 〇〇〇〇

なお、被選定者は、席上、即時に就任を承諾した。

議長は以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前〇時〇分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録をつくり、議長及び出席役員がこれに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇株式会社臨時株主総会

代表取締役 〇〇〇〇 印

取締役 〇〇〇〇 印

同 〇〇〇〇 印

監査役 〇〇〇〇 印

(注) 議事録が複数ページになる場合には、各ページのつづり目に契印してください。契印は議事録署名者のうち1名の印鑑で構いません。

資本金の額の計上に関する証明書の例（合名会社の組織変更により株式会社が設立される場合）

資本金の額の計上に関する証明書

組織変更の直前の合名会社の資本金の額（会社計算規則第34条第1号）
金〇〇円

資本金の額〇〇円は、会社計算規則第34条第1号の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注）

（注） 代表者が設立の登記の際に登記所に届け出る印を押印してください。

公告をしたことを証する書面

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇合名会社

代表社員 〇〇〇〇

債権者への通知

催告書

謹啓 貴殿益々御清祥のことと存じます。

さて、今般当会社は、平成〇年〇月〇日総社員の同意をもって、その組織を変更して〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇株式会社とすることといたしましたので、組織変更につき御異議がありましたら平成〇年〇月〇日までにその旨をお申し出下さい。

上記のとおり催告いたします。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇合名会社

代表社員 〇〇〇〇

(債権者)

〇〇株式会社殿

以上は、催告書の控に相違ありません。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇合名会社

代表社員 〇〇〇〇 印

異議を述べた債権者がいないことを証する書面

上申書

平成〇年〇月〇日総社員の同意により，〇〇合名会社を〇〇株式会社に組織変更
するについて，会社法第781条の規定により債権者に対し公告及び催告を致しま
したが，所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もありませんでした。

ここに上申します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇合名会社

代表社員 〇〇〇〇 印

〇〇法務局 御中

登録免許税法施行規則第12条第4項の規定に関する証明書

登録免許税法施行規則第12条第4項に掲げる額は、次のとおりである。

- ① 組織変更をする会社の当該組織変更の直前における資産の額（登録免許税法施行規則第12条第4項第1号）

金〇〇円

- ② 組織変更をする会社の当該組織変更の直前における負債の額（登録免許税法施行規則第12条第4項第1号）

金〇〇円

- ③ 組織変更後の株式会社が当該組織変更に際して当該組織変更の直前の会社の株主に対して交付する財産（当該組織変更後の株式会社の株式及を除く。）の価額（登録免許税法施行規則第12条第4項第2号）

金〇〇円

上記の額に相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇商事株式会社

代表取締役 法務 太郎 印 (注)

(注) 今回登記所に新たに届け出る印鑑を押印します。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、平成〇年〇月〇日、貴社の設立時取締役（注）に選任されたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
法 務 太 郎 印

〇〇商事株式会社 御中

（注） 設立時代表取締役，設立時監査役についても，同様に作成します。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
法 務 三 郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

1. ○○合名会社の組織を変更して○○株式会社としたので、その本店の所在地において○○株式会社の設立及び○○合名会社の解散の登記を申請する一切の件
1. 原本還付の請求及び受領の件 (注1)

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商事株式会社
代表取締役 法務太郎 印 (注2)

- (注) 1 原本還付を請求する場合に記載します。
2 設立する株式会社の代表者が登記所に届け出る印を押します。

組織変更による持分会社の解散の登記申請書

(組織変更による株式会社の設立の登記申請書と同時に提出します(商業登記法第107条, 第114条, 第123条, 第78条)。)

受付番号貼付欄

合名会社組織変更による解散登記申請書

1. 会社・法人等番号 0000 - 00 - 000000

分かる場合に記載してください。

1. 商号 ○○合名会社

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

(1.支店 ○県○市○町○丁目○番○号(※))

※ 支店の所在地で申請する場合には、当該登記所の管轄区域外にある支店(支店が数個あるときは、そのうちの1支店)をも記載します。

1. 登記の事由 組織変更による解散

1. 登記すべき事項 平成○年○月○日○県○市○町○丁目○番○号○○株式会社に組織変更したことにより解散

1. 登録免許税 金 30,000 円 (支店所在地では 9,000 円)

※ 本店所在地で申請する場合、又は支店所在地で申請する場合のいずれも、添付書面は、必要ありません。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
申請人 ○○株式会社

※組織変更により設立した株式会社の代表者が申請人となります。

○県○市○町○丁目○番○号
代表取締役 ○○○○ (※)

⑩

[○県○市○町○丁目○番○号
上記代理人 ○○○○ ⑩]

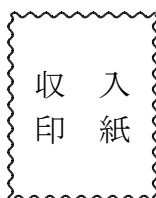
代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、代表取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号

○○法務局 ○○支局 御中
出張所

契印

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。